

令和2年度

当初予算書

矢吹町

第 418 回 矢 吹 町 議 会 定 例 会 提 出 議 案 目 次

議案第18号	令和2年度矢吹町一般会計予算	1
議案第19号	令和2年度矢吹町国民健康保険特別会計予算	10
議案第20号	令和2年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算	14
議案第21号	令和2年度矢吹町土地造成事業特別会計予算	19
議案第22号	令和2年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算	21
議案第23号	令和2年度矢吹町介護保険特別会計予算	26
議案第24号	令和2年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算	29
議案第25号	令和2年度矢吹町水道事業会計予算	32

議案第18号

令和2年度矢吹町一般会計予算

令和2年度矢吹町一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,230,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(貸金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 各項に計上した需用費(食糧費を除く。)及び役務費(保険料を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月28日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 町 税		2,320,532
	1 町 民 税	842,945
	2 固 定 資 産 税	1,246,949
	3 軽 自 動 車 税	56,885
	4 町 た ば こ 税	159,082
	5 入 湯 税	14,671
2 地 方 譲 与 税		106,930
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	29,630
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	76,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	1,300
3 利 子 割 交 付 金		2,400
	1 利 子 割 交 付 金	2,400
4 配 当 割 交 付 金		6,500
	1 配 当 割 交 付 金	6,500
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		5,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		440,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	440,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		16,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	16,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		1
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1
9 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金		10,000
	1 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	10,000
10 地 方 特 例 交 付 金		13,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	13,000

(単位：千円)

款	項	金額
11 地方交付税		1,784,172
	1 地方交付税	1,784,172
12 交通安全対策特別交付金		2,000
	1 交通安全対策特別交付金	2,000
13 分担金及び負担金		5,487
	1 分担金	2,490
	2 負担金	2,997
14 使用料及び手数料		98,618
	1 使用料	91,110
	2 手数料	7,508
15 国庫支出金		1,109,696
	1 国庫負担金	566,330
	2 国庫補助金	541,151
	3 国庫委託金	2,215
16 県支出金		945,194
	1 県負担金	331,611
	2 県補助金	600,841
	3 県委託金	12,742
17 財産収入		90,504
	1 財産運用収入	12,152
	2 財産売却収入	78,352
18 寄附金		22,004
	1 寄附金	22,004
19 繰入金		469,123
	1 基金繰入金	469,123

(単位：千円)

款	項	金額
20 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
21 諸収入		106,739
	1 延滞金加算金及び過料	3,000
	2 町預金利子	5
	3 雑収入	103,734
22 町債		656,100
	1 町債	656,100
歳入	合計	8,230,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		104,612
	1 議 会 費	104,612
2 総 務 費		1,055,709
	1 総 務 管 理 費	865,021
	2 徴 税 費	114,840
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	56,193
	4 選 挙 費	6,650
	5 統 計 調 査 費	12,413
	6 監 査 委 員 費	592
3 民 生 費		1,773,883
	1 社 会 福 祉 費	892,144
	2 児 童 福 祉 費	881,739
4 衛 生 費		894,509
	1 保 健 衛 生 費	705,940
	2 清 掃 費	166,509
	3 水 道 費	22,060
5 労 働 費		1,200
	1 労 働 諸 費	1,200
6 農 林 水 産 業 費		778,043
	1 農 業 費	455,220
	2 林 業 費	322,823
7 商 工 費		150,953
	1 商 工 費	150,953

(単位：千円)

款	項	金額
8 土 木 費		961,609
	1 土 木 管 理 費	169,483
	2 道 路 橋 り よ う 費	330,636
	3 河 川 費	305
	4 都 市 計 画 費	363,568
	5 住 宅 費	97,617
9 消 防 費		304,601
	1 消 防 費	304,601
10 教 育 費		1,121,899
	1 教 育 総 務 費	178,240
	2 小 学 校 費	271,408
	3 中 学 校 費	55,352
	4 幼 稚 園 費	308,808
	5 社 会 教 育 費	206,386
	6 保 健 体 育 費	101,705
11 災 害 復 旧 費		334,205
	1 農 業 施 設 災 害 復 旧 費	111,314
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	222,891
12 公 債 費		738,777
	1 公 債 費	738,777
13 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	8,230,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
矢 吹 町 都 市 公 園 等 料 指 定 管 理	自 令和2年度 至 令和4年度	24, 000千円
矢 吹 町 体 育 施 設 料 指 定 管 理	自 令和2年度 至 令和4年度	3, 600千円
矢 吹 町 勤 労 者 体 育 施 設 料 指 定 管 理	自 令和2年度 至 令和4年度	3, 000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	借入先	償 還 の 方 法
庁舎改修事業債	千円 13,500	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀 行 そ の 他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
地域集会所整備事業債	千円 15,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀 行 そ の 他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
地方道路等整備事業債	千円 99,300	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀 行 そ の 他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
狭あい道路整備等事業債	千円 4,500	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀 行 そ の 他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業債	千円 9,400	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀 行 そ の 他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
公営住宅建設事業債	千円 15,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀 行 そ の 他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
緊急防災減災事業債	千円 28,700	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
学校教育施設等整備事業債(小学校)	千円 134,100	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
臨時財政対策債	千円 240,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
災害援護資金貸付金債	千円 2,500	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
農業施設災害復旧事業債	千円 34,100	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
公共土木施設災害復旧事業債	千円 60,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

議案第19号

令和2年度矢吹町国民健康保険特別会計予算

令和2年度矢吹町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,750,795千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に、過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の間の流用

令和2年2月28日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 險 税		396,950
	1 国 民 健 康 保 險 税	396,950
2 使 用 料 及 び 手 数 料		201
	1 手 数 料	201
3 国 庫 支 出 金		1,445
	1 国 庫 補 助 金	1,445
4 県 支 出 金		1,194,659
	1 県 補 助 金	1,194,658
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
5 財 産 収 入		32
	1 財 産 運 用 収 入	32
6 繰 入 金		154,396
	1 他 会 計 繰 入 金	121,784
	2 基 金 繰 入 金	32,612
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		3,110
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	2,004
	2 受 託 事 業 収 入	1
	3 雑 入	1,105
9 町 債		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	1
歳 入 合 計		1,750,795

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		36,082
	1 総務管理費	31,744
	2 徴税費	4,205
	3 運営協議会費	133
2 保険給付費		1,180,499
	1 療養諸費	1,028,534
	2 高額療養費	144,060
	3 移送費	201
	4 出産育児一時金	6,304
	5 葬祭諸費	1,400
3 国民健康保険事業費納付金		486,338
	1 医療給付費分	333,206
	2 後期高齢者支援金等分	112,068
	3 介護納付金分	41,064
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		39,475
	1 特定検診診査等事業費	22,082
	2 保健事業費	17,393
6 基金積立金		34
	1 基金積立金	34
7 公債費		103
	1 公債費	102
	2 財政安定化基金償還金	1

(単位：千円)

款	項	金額
8 諸 支 出 金		3,263
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,262
	2 延 滞 金	1
9 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	1,750,795

議案第20号

令和2年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算

令和2年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ578,818千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和2年2月28日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		15,918
	1 負 担 金	15,918
2 使 用 料 及 び 手 数 料		127,206
	1 使 用 料	127,133
	2 手 数 料	73
3 国 庫 支 出 金		37,700
	1 国 庫 補 助 金	37,700
4 県 支 出 金		301
	1 県 補 助 金	301
5 財 産 収 入		4
	1 財 産 運 用 収 入	4
6 繰 入 金		231,486
	1 他 会 計 繰 入 金	231,486
	2 基 金 繰 入 金	0
7 繰 越 金		100
	1 繰 越 金	100
8 諸 収 入		3
	1 諸 収 入	3
9 町 債		166,100
	1 町 債	166,100
歳 入	合 計	578,818

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総 務 費		158,363
	1 総 務 管 理 費	158,363
2 事 業 費		133,406
	1 事 業 費	133,406
3 公 債 費		286,049
	1 公 債 費	286,049
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	578,818

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金 利子補給事業	自 令和2年度 至 令和7年度	10,000千円に対する年利 4.5%以内の元金償還金に係る利子の総額
水洗便所改造資金 損失保証	自 令和2年度 至 令和7年度	10,000千円に対する年利 4.5%以内の元金償還金に係る元金、利子及び遅延利息に対する損失保証

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共下水道事業債	千円 67,800	普通貸借又は債権発行	5.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
下水道事業資本費平準化債 (公共下水道)	千円 65,400	普通貸借又は債権発行	5.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
下水道事業債特別措置分 (公共下水道)	千円 15,500	普通貸借又は債権発行	5.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
流域下水道事業債	千円 1,600	普通貸借又は債権発行	5.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
下水道事業資本費平準化債 (流域下水道)	千円 1,900	普通貸借又は債権発行	5.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
下水道事業公営企業会計適用債 (公共下水道)	千円 13,900	普通貸借又は債権発行	5.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

議案第21号

令和2年度矢吹町土地造成事業特別会計予算

令和2年度矢吹町土地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ373千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

令和2年2月28日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 越 金		373
	1 繰 越 金	373
歳 入	合 計	373

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土 地 造 成 事 業 費		373
	1 土 地 造 成 事 業 費	373
歳 出	合 計	373

議案第22号

令和2年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算

令和2年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ311,946千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和2年2月28日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分 担 金		420
	1 分 担 金	420
2 使 用 料 及 び 手 数 料		28,403
	1 使 用 料	28,403
3 国 庫 支 出 金		28,250
	1 国 庫 補 助 金	28,250
4 県 支 出 金		1,695
	1 県 補 助 金	1,695
5 繰 入 金		142,576
	1 他 会 計 繰 入 金	142,576
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 町 債		110,600
	1 町 債	110,600
8 諸 収 入		1
	1 諸 収 入	1
歳 入 合 計		311,946

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 維 持 管 理 費		67,571
	1 維 持 管 理 費	67,571
2 事 業 費		76,401
	1 事 業 費	76,401
3 公 債 費		167,674
	1 公 債 費	167,674
4 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出	合 計	311,946

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金 利子補給事業	自 令和2年度 至 令和7年度	10,000千円に対する年利 4.5%以内の元金償還金に係る利子の総額
水洗便所改造資金 損失保証	自 令和2年度 至 令和7年度	10,000千円に対する年利 4.5%以内の元金償還金に係る元金、利子及び遅延利息に対する損失保証

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
下水道事業資本費平準化債 (集落排水施設)	千円 55,700	普通貸借又は債権発行	5.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
農業集落排水事業債	千円 41,000	普通貸借又は債権発行	5.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
公営企業会計適用債	千円 13,900	普通貸借又は債権発行	5.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

議案第23号

令和2年度矢吹町介護保険特別会計予算

令和2年度矢吹町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,453,750千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に、過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の間の流用

令和2年2月28日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 險 料		305,500
	1 介 護 保 險 料	305,500
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		318,977
	1 国 庫 負 担 金	234,723
	2 国 庫 補 助 金	84,254
4 支 払 基 金 交 付 金		371,507
	1 支 払 基 金 交 付 金	371,507
5 県 支 出 金		206,726
	1 県 負 担 金	194,441
	2 県 補 助 金	12,285
6 財 産 収 入		14
	1 財 産 運 用 収 入	14
7 繰 入 金		242,002
	1 一 般 会 計 繰 入 金	231,530
	2 基 金 繰 入 金	10,472
8 諸 収 入		9,022
	1 雑 入	9,021
	2 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1
9 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		1,453,750

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総 務 費		44,682
	1 総 務 管 理 費	31,930
	2 徴 収 費	1,248
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	11,314
	4 趣 旨 普 及 費	101
	5 運 営 協 議 会 費	89
2 保 険 給 付 費		1,320,513
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	1,194,179
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	38,944
	3 そ の 他 諸 費	1,080
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	27,480
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	4,060
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	54,770
3 地 域 支 援 事 業 費		83,239
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	55,110
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	351
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	27,528
	4 そ の 他 諸 費	120
	5 高 額 総 合 事 業 サ ー ビ ス 費	130
4 基 金 積 立 金		15
	1 基 金 積 立 金	15
5 諸 支 出 金		301
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	301
6 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	1,453,750

議案第24号

令和2年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ189,364千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和2年2月28日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料		138,381
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料	138,381
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
3 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
4 繰 入 金		50,574
	1 一 般 会 計 繰 入 金	50,574
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		405
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	400
	3 貸 付 金 収 入	1
	4 受 託 事 業 収 入	1
	5 雑 入	1
歳 入 合 計		189,364

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		8,937
	1 総務管理費	8,567
	2 徴収費	370
2 後期高齢者医療広域連合納付金		180,025
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	180,025
3 諸支出金		401
	1 償還金及び還付加算金	400
	2 繰出金	1
4 予備費		1
	1 予備費	1
歳出	合計	189,364

議案第 25 号

令和 2 年度矢吹町水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度矢吹町水道事業会計予算は、次の定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	6, 737 戸
(2) 年間総給水量	1, 601, 911 立方メートル
(3) 一日平均給水量	4, 388 立方メートル
(4) 上水道整備事業	
イ) 配水管布設整備事業	105, 000 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第 1 款 水道事業収益	406, 752 千円
第 1 項 営業収益	391, 525 千円
第 2 項 営業外収益	15, 225 千円
第 3 項 特別利益	2 千円

支出

第 1 款 水道事業費用	437, 703 千円
第 1 項 営業費用	405, 070 千円
第 2 項 営業外費用	30, 583 千円
第 3 項 特別損失	1, 050 千円
第 4 項 予備費	1, 000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 89, 843 千円は、当年度消費税資本的収支調整額 11, 100 千円、過年度分損益勘定留保資金 78, 743 千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	134,209千円
第1項 企業債	116,500千円
第2項 出資金	15,207千円
第3項 負担金	2,502千円

支出

第1款 資本的支出	224,052千円
第1項 建設改良費	122,100千円
第2項 企業債償還金	100,952千円
第3項 予備費	1,000千円

(企業債)

第5条 企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管布設事業	千円 116,500	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用できない経費)

第7条 次に掲げる経費について、その経費の金額をそれ以外の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 15,653千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産購入限度額は、5,000千円と定める。

令和2年2月28日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

令和2年度矢吹町水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入 (単位：千円)

款	項	目	予定額	備 考
1 水道事業収益			406,752	
	1 営業収益		391,525	
		1 給水収益	374,797	
		2 受託工事収益	5,500	
		3 その他営業収益	11,228	
	2 営業外収益		15,225	
		1 受取利息	30	
		2 一時借入金	1	
		3 雑収益	403	
		4 他会計負担金	6,853	
		5 長期前受金戻入	7,938	
	3 特別利益		2	
		1 固定資産売却益	1	
		2 過年度損益修正益	1	

支 出 (単位：千円)

款	項	目	予定額	備 考
2 水道事業費用			437,703	
	1 営業費用		405,070	
		1 原水及び浄水費	171,654	
		2 配水及び給水費	28,270	
		3 受託工事費	5,500	
		4 総係費	51,657	

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備 考
		5 減価償却費	145,958	
		6 資産減耗費	2,001	
		7 その他営業費用	30	
	2 営業外費用		30,583	
		1 支払利息及び企業債取扱費	17,783	
		2 消費税	12,800	
	3 特別損失		1,050	
		1 固定資産売却損	50	
		2 過年度損益修正損	1,000	
	4 予備費		1,000	
		1 予備費	1,000	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入 (単位：千円)

款	項	目	予定額	備 考
3 資本的収入			134,209	
	1 企業債		116,500	
		1 企業債	116,500	
	2 出資金		15,207	
		1 負担区分に基づかない出資金	15,207	
	3 負担金		2,502	
		1 工事負担金	2,501	
2 他会計負担金		1		

支 出 (単位：千円)

款	項	目	予定額	備 考
4 資本的支出			224,052	
	1 建設改良費		122,100	
		1 配水設備費	119,000	
		2 営業設備費	3,100	
	2 企業債償還金		100,952	
		1 企業債償還金	100,952	
	3 予備費		1,000	
1 予備費		1,000		